

長崎県後期高齢者医療広域連合議会 会議録（平成29年8月定例会）

平成29年8月定例会

平成29年8月16日（水曜日）午後1時開会

長崎県市町村会館6階 大会議室

議事日程

- 日程1 会期について
- 日程2 議席の指定について
- 日程3 会議録署名議員の指名について
- 日程4 副議長の選挙について
- 日程5 副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程6 経過等の報告事項について
- 日程7 平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程8 平成28年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
平成28年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程9 議会運営委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27名）

1番	坪井 泰助 君	2番	阿部 豊 君
3番	立石 隆教 君	4番	今井 泰照 君
5番	初手 安幸 君	6番	後城 一雄 君
7番	山上 広信 君	8番	竹中 悟 君
9番	黒岩 英雄 君	10番	渡辺 勝美 君
11番	朝長 隆洋 君	12番	明石 博文 君
13番	清水 修 君	14番	初村 久藏 君
15番	高橋 勝幸 君	16番	山内 政夫 君
17番	野島 進吾 君	18番	湯田 清美 君
19番	相浦 喜代子 君	20番	松井 大助 君
21番	永安 健次 君	22番	萩原 活 君
23番	小野原 茂 君	24番	後藤 昭彦 君
25番	山口 まさよし 君	26番	林 広文 君
27番	野口 達也 君		

説明のために出席した者

広域連合長	田上 富久 君	副広域連合長	杉澤 泰彦 君
副広域連合長	一瀬 政太 君	事務局長	赤崎 敏博 君
企画監兼次長	白倉 弘和 君	総務課長	前川 聡明 君
事業課長	藤山 誠治 君	保険管理課長	中村 浩樹 君
代表監査委員	松本 香 君		

事務局職員出席者

書記 森本 勇治 君

＝開会午後1時00分＝

○議長（野口達也君）

皆さん、こんにちは。

出席議員は、定足数に達しております。

これより、平成29年第2回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

初めに例月出納検査報告につきましては、配付されております報告書のとおりであります。

本件は地方自治法の規定により報告されたものでありますので、ご了承をお願いいたします。

日程1「会期について」を議題といたします。

今定例会の会期は本日1日間とし、会期中の日程につきましてはお手元に配布のとおりとすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程2「議席の指定について」、各議員の議席は、お手元に配布しております議席表のとおり指定いたします。

日程3「会議録署名議員の指名について」は、5番初手安幸議員及び15番高橋勝幸議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

ここで、連合長から発言の申し出がっております。連合長。

【田上富久君 登壇】

○広域連合長（田上富久君）

皆様、こんにちは。先ほど新任、新たにご就任いただきました議員さん方のご紹介がありました。よろしく願いいたします。また、引き続きご就任いただいております議員の皆様方につきましてもこれまで同様よろしく願いいたします。

さて、本日は広域連合議会8月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご健勝にてご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本広域連合は昨年の12月をもちまして設立10周年を迎えました。その間はずいぶんですが、旧老人医療費支給制度が開始された昭和48年度から考えましても、全国で被保険者数、医療費ともに増加の一途をたどっております。特に医療費は、平成27年度においては約15兆円に達し今後の財政運営に大きく影響してくるものと考えられます。

長崎県でももちろん例外ではなく、医療費は毎年増加傾向にあり1人当たりの医療費は後期高齢者で全国4位、前期高齢者におきましてはさらに上位に位置しており、医療費抑制のための健康増進や予防については喫緊の課題となっております。

国におきましては、今年6月9日に経済財政運営と改革の基本方針2017を閣議決定しておりますが、国民健康保険や後期高齢者医療制度において、医療費適正化や保険料収納率の向上などの財政健全化につながる対策に取り組んだり、成果を上げた保険者により多くの公費を配分することで事業の取り組みを強く誘引するという、いわゆるインセンティブ措置による国の支援などを行い、都道府県の総合的なガバナンスを強化するなどの取り組みが示されております。

本広域連合におきましても、平成27年度から3年間を計画期間とします第1期データヘルス計画に基づいて健康診査事業や糖尿病性腎症重症化予防事業、ジェネリック医薬品推進事業など健康増進や医療費抑制のための事業を展開しているところです。

現在平成30年度からの第2期データヘルス計画を策定中ですが、市町との協議を行いながら今後も効果的な事業に取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、平成28年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算や、平成29年度特別会計補正予算等を提案することといたしております。よろしくご審議お願い申し上げますとともに、各議案に対しまして議員皆様方のご賛同賜りますようお願い申し上げます、私の冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【田上富久君 降壇】

○議長（野口達也君）

次に、幹部職員の紹介を連合長からお願いいたします。連合長。

○広域連合長（田上富久君）

本年4月1日付の人事異動で着任いたしました幹部職員を紹介させていただきます。赤崎敏博事務局長です。長崎市から派遣されております。白倉弘和企画監兼次長です。長崎県から派遣されております。前川聡明総務課長です。佐世保市から派遣されております。以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口達也君）

次に、日程4「副議長の選挙について」を議題といたします。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条の規定により投票による方法と指名推選の方法がありますが、先ほど報告がありましたように指名推選の方法でご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

異議なしと認めます。

よって、副議長選挙の方法は、指名推選と決定いたしました。お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、議長が指名することに決定いたしました。それでは、指名をさせていただきます。

副議長に、時津町の山上広信議員を指名いたします。

ただいま、指名いたしました山上広信議員を、副議長の当選人として定めることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議なしと認めます。

よって、山上広信議員が、副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました山上議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選を告知いたします。

この際、当選人の登壇をお願いいたします。

【山上広信君 登壇】

○副議長（山上広信君）

皆さん、こんにちは。時津町議会議長の山上でございます。このたびは、広域連合議会副議長の要職に、皆様のご推挙をいただきましてありがとうございます。今後は、微力でございますが野口議長の補佐役として努力してまいりたいと思います。議員皆様方のご指導とご協力をお願いいたします。簡単でございますが、副議長就任の挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【山上広信君 降壇】

○議長（野口達也君）

次に、日程5同意議案第1号を議題といたします。
連合長の説明を求めます。連合長。

【田上富久君 登壇】

○広域連合長（田上富久君）

同意議案第1号は、副広域連合長の選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

広域連合規約第11条第1項及び第13条第4項の規定により、市町の長のうちから2名を選任することとなっており、現在1名欠員となっております。この副広域連合長として、西海市の杉澤泰彦市長を適任者と認め選任したいと存じます。ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

【田上富久君 降壇】

○議長（野口達也君）

これから、同意議案第1号「副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」は、直ちに採決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議がございませんので、採決いたします。

副広域連合長の選任については、原案のとおり杉澤泰彦君に同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意議案第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただいま選任されました、杉澤副広域連合長から発言の申し出がっておりますので、許可をいたします。杉澤副広域連合長。

【杉澤泰彦君 登壇】

○副広域連合長（杉澤泰彦君）

皆さん、こんにちは。ただいまご推挙いただきまして、副広域連合長に選任いただきました西海市長の杉澤と申します。皆さん、どうかよろしく願いいたします。

本広域連合も、設立10年を迎えました。これからも被保険者の皆さん方が適切な医療を受けられるよう、そしてまたその適切な、適正な運営に努めてまいりますとともに、最初の連合長の挨拶にもございましたけども、予防医療にこれからは重点を置かなくちゃならないということをございまして、保健事業の強化というものが求められていると思います。

微力ではございますけども、田上連合長の補佐役といたしまして尽力してまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方にはよろしく願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【杉澤泰彦君 降壇】

○議長（野口達也君）

次に、日程6「経過等の報告事項について」、事務局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（前川聡明君）

総務課長の前川でございます。私から、お手元にお配りしておりますピンクの表紙の冊子「経過等の報告事項について」説明させていただきます。1ページをお開きください。前回開催の定例会（平成29年2月21日）以降における広域連合の主要な事項について経過等の報告をいたします。

1 国の医療制度改革の動向についてでございます。

政府は平成29年6月9日、経済財政運営と改革の基本方針2017を閣議決定し、平成30年度は集中改革期間の3年目であり、経済財政再生計画、経済財政再生アクション

プログラムの改革行程表にのっとり、経済財政一体化改革を加速することとしています。

この改革計画に基づき、社会保障においては医療報酬、介護報酬等の同時改定及び国民健康保険の財政運営の都道府県単一化の施行等、重要な政策の節目の年であることから、改革の有機的な連携の実施や公平な負担を踏まえたインセンティブを導入し、国による支援等を行うことにより都道府県のガバナンスを強化するなどの取り組みが示されています。

これにより、医療費等の伸びを抑制し国民負担の軽減と医療費の質の向上の実現を目指しています。また、今年度には後期高齢者医療制度の持続性を高め、世代間、世代内の負担の公平性を図り能力に応じた負担を求めるなどの観点から保険料軽減特例、高額療養費、入院時生活療養費等の見直しが実施されました。これに伴い、軽減特例は要件により低所得者の均等割が9割軽減から7割軽減、元被扶養者の所得割が5割軽減から2割軽減に見直されました。

2 保険料軽減判定におけるシステム誤りについてでございます。

平成28年12月27日、厚生労働省から広域連合の標準システムに誤りがあり、制度発足以来、一部の被保険者について保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されていたことが発表されました。

これに伴う5月までの県内における対応件数は457件で、総額1,001万5,900円分の賦課更正を行いました。

内訳は、追徴件数が142件で288万8,800円、還付件数が315件で712万7,100円となりました。

なお、標準システムのプログラム改修は平成31年4月頃までかかる予定であり、それまでは広域連合と市町で連携して遺漏がないよう事務を進めていくことにしています。

また平成29年4月26日、厚生労働省から候補者抽出用ソフトの設定漏れが判明したとの事務連絡があり、平成29年10月に修正後のツールが提供される予定となっております。よって今後新たな事務処理として、保険料の再賦課及び徴収処理還付処理が再度必要となります。

また、平成27年度保険料の除斥期間満了による還付不能な被保険者については、保険料相当額を別途当該被保険者に支給する事業の実施で対応することを検討しています。

3 糖尿病性腎症重症化予防事業の検証会議についてでございます。

平成29年2月22日に、長崎県医師会の主催で検証会議が行われました。

平成27年度の事業結果を広域連合から説明し、糖尿病や腎臓病の専門医から事業参加の拡大、事業スキームの変更、県医師会や行政の役割の明確化、未受診者、受診中断者対策への取り組み等の事業に対する意見や検討事項について議論されました。

この会議での議論を受けて、4月6日には県医師会、長崎県、国保連合会、広域連合が集まり、糖尿病性腎症重症化予防事業に関する打合せ会が開催され、実務者で組織されるワーキンググループの中で、今後の事業の進め方など協議することとなりました。

4 国に対する要望についてでございます。

平成 29 年 6 月 7 日、全国の広域連合で組織する全国後期高齢者医療広域連合協議会平成 29 年度広域連合長会議が東京都で開催され、制度の持続性の確立や、さらなる安定した制度運営のための検討及び改善を求める厚生労働大臣宛ての要望書を橋本岳厚生労働副大臣に提出しました。

なお、同要望書は参考として 9 ページから 12 ページに掲載しております。

5 平成 29 年度の保険料賦課についてでございます。

平成 29 年度の保険料について、広域連合で 6 月に賦課決定を行い、各市町では 7 月中旬に保険料決定額通知書と納付通知書を合わせて送付しました。

保険料賦課は前年度と均等割額及び所得割率は同額ですが、均等割軽減判定に用いる額が変更となり、物価上昇の影響により軽減対象から外れる被保険者が出ないように改定されました。

また、軽減特例の見直しにより低所得者においては、所得割が 5 割軽減から 2 割軽減となり、被用者保険の被扶養者については均等割がこれまでの 9 割軽減から 7 割軽減に縮小されました。

保険料率については、平成 28、29 年度は均等割額 4 万 6,800 円、所得割率 8.80% となっております。

均等割軽減判定については、記載のとおりです。

軽減特例措置の見直しの影響について、影響を受けた被保険者数は全体で 3 万 5,843 人、影響額は 2 億 6,150 万 5,320 円となっております。

賦課総額及び 1 人当たりの賦課額については、被保険者数 21 万 7,840 人、賦課総額 1 億 70 万 7,160 円 3,507 円。軽減後の 1 人当たり賦課額は 5 万 2,544 円となっております。

保険料軽減の状況については記載のとおりです。

保険料賦課額階層別区分については記載のとおりで、9 割及び 8.5 割軽減相当の割合について昨年度は 50% 以上を占めておりましたが、本年度は 47.93% となり、4.51 ポイントの減となっております。

6 被保険者証の一斉更新等についてでございます。

被保険者証の有効期限は毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までとなっており、本年度もこれを一斉更新し、7 月中旬に市町から郵送等により全ての被保険者に交付いたしました。

被保険者証等の交付状況については記載のとおりとなっております。

7 熊本地震に伴う一部負担金免除申請の状況についてでございます。

熊本地震に伴い、熊本県から長崎県に転入した被保険者の一部負担金免除については、免除期間を平成 29 年 9 月末まで延長したところです。

なお、6 月末時点では 7 市から 28 人の申請が上がっており、全員に一部負担金免除申

請書を交付しています。

8 保険料の収納率についてでございます。

平成 28 年度現年分の保険料収納率は、普通徴収及び特別徴収の合計で 99.43% となっており、平成 27 年度の 99.4% と比較して 0.03 ポイントの増となり制度開始以来、本広域連合での最高の収納率となりました。

また、滞納繰り越し分は前年度の 45.52% を 1.96 ポイント下回り 43.56% となり、現年分と滞納繰り越し分の合計につきましては前年度の 98.78% を 0.06 ポイント上回る 98.84% となりました。

なお、平成 28 年度に時効完成などによる不能欠損を行ったものは延べ 485 人、欠損額は 1,242 万 6,069 円となっております。

保険料の消滅時効は 2 年と短いため、保険料負担の公平性確保や収納率向上の観点から口座振替推進など、現年度滞納者の早期働きかけが重要だと考えております。

なお、平成 28 年度市町別保険料収納率一覧表は 13 ページに掲載しております。

9 次期特定期間平成 30、31 年度保険料率についてでございます。

次期保険料率については、県、幹事会、運営委員会、懇話会等での意見も参考にしながら、平成 30 年 2 月の広域連合議会に関係条例を提案できるよう試算を進めています。

保険料率の算定は、過去の医療費及び被保険者数の実績値から将来推計値を算出し、平成 30、31 年度の歳出見込額と歳入見込額の推計を行い、その差額を保険料収納必要額として決定します。

なお、医療費推計に当たっては、多方面から分析を行い、あわせて検証することにしていきます。

保険料率は、被保険者数及び高齢者負担率の増、医療の高度化、高額医薬品の使用などから今後も上昇が見込まれますが、

○議長（野口達也君）

すみません、説明の途中ですけれども、6 ページ目がついてない白紙の方がいらっしゃるんじゃないかと思いますが、手を挙げてみてください。ちょっと配ってくれんかな。今から配りますのでちょっとお待ちください。

○議長（野口達也君）

資料が届くまで暫時休憩といたします。

= 休憩 午後 1 時 26 分 =

~~~~~

= 再開 午後 1 時 30 分 =

○議長（野口達也君）

それでは議会を再開します。

○総務課長（前川聡明君）

大変失礼しました。6ページから読み上げます。

保険料の消滅時効は2年と短いため、保険料負担の公平性確保や収納率向上の観点から、口座振替推進など現年度滞納者への早期の働きかけが重要だと考えております。

なお、平成28年度市町別保険料収納率一覧表は13ページに掲載いたしております。

9次期特定期間平成30、31年度保険料率についてでございます。

次期保険料率については、県、幹事会、運営委員会、懇話会等での意見も参考にしながら平成30年2月の広域連合議会に關係条例を提案できるよう試算を進めています。

保険料率の算定は、過去の医療費及び被保険者数の実績値から将来推計値を算出し、平成30、31年度の歳出見込額と歳入見込額の推計を行い、その差を保険料収納必要額として決定いたします。

なお、医療費推計に当たっては、多方面から分析を行い、あわせて検証することとしております。

保険料率は、被保険者数及び高齢者負担率の増、医療の高度化、高額医薬品の使用などから今後も上昇が見込まれますが、診療報酬改定を注視しつつ、剰余金及び財政安定化基金等の活用により、保険料の抑制も含め慎重に検討していくことにしております。

10懇話会についてでございます。

平成29年7月11日、平成29年度第1回懇話会を開催しました。

この懇話会は、後期高齢者医療制度の円滑な運営に対し、関係者から広く意見を求めるため、設置されているものです。

会議では、平成30、31年度保険料率改定及び第2期データヘルス計画の策定について説明し、委員の皆様のご意見をいただきました。主な意見は、7ページのとおりですが、これらの意見を参考にしてより適切な運営に努めてまいります。8ページには、参考として懇話会委員名簿を掲載いたしております。

経過等の報告事項は以上でございます。

○議長（野口達也君）

はい、ただいまの経過報告につきましては、ちょっと資料に不手際がございましたけれども、ただいまの説明によってご了承をお願いいたします。

次に、日程7「議案第8号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

## ○事務局長（赤崎敏博君）

ただいま上程されました議案第8号、「平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきまして、ご説明いたします。白い表紙の定例会議案の3ページをお開きください。

今回の補正は歳入歳出それぞれ、1,088万4,000円を増額補正しようとするものでございます。

なお、各科目につきましては、議案書の4ページ及び5ページに記載のとおりでございます。

それでは、補正の主な内容についてご説明いたします。議案書14ページ及び15ページをお開きください。

5款保健事業費におきまして、説明欄記載の1健診・医療無受診者調査指導事業と、2糖尿病に関する医療費分析の2つの事業に係る経費を計上しております。

あわせてこうした保健事業を実施するに当たりまして、専門的知識を有する任期付職員を雇用するための費用として給与等を計上しております。

各事業の内容につきましては、緑色の表紙の定例会説明資料により、ご説明いたします。緑色の表紙の説明資料、2ページをお開きください。

まず、1健診・医療無受診者調査指導事業でございますが、健康診査の受診がなく、かつ医療機関にも受診していない方を対象に電話で健康状態など状況を確認し、生活に関するアドバイスや医療機関の適正受診、健康診査の受診案内などを行うものでございます。

県内全域で500人程度の実施を予定しております。

3ページをご覧ください。

2糖尿病に関する医療費分析でございますが、全被保険者のレセプトデータや健診データから、糖尿病患者の病状や医療費等について分析を行い、糖尿病患者と糖尿病でない者に区別した医療費の比較などを行い、糖尿病重症化対策の重要性及びその効果を明らかにするものでございます。

議案第8号の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○議長（野口達也君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は質疑箇所のページをお示しください。ございませんか。

相浦議員。

## ○19番（相浦喜代子君）

失礼いたします。諫早市議会議員、相浦でございます。

資料のほうの方がわかりやすいですので、緑の表紙の資料、2ページの新規事業、3ページ

にも同じく新規事業がございますが、これはこの後第9号でも出てきますが、28年度はモデル事業の中に、モデル事業、詳しく説明しますと黄色の17ページを見ますと、モデル事業の4つの事業の中に同じような事業がございます。

また、糖尿病に関しましても前のページ16ページに同じような事業がございます。

今回平成29年度でこの事業が新規事業になったというのは、この28年度の事業に基づいて行うことになったものなのか、また違う観点からなされるものなのか、お尋ねいたします。

また、先ほど広域連合長からもお話がございましたように、今後の医療の推移を見ていったときに、元気に年をとっていくというか、必要な部分が出てくる。その中で地域包括ケアシステムの構築という地域連携というものが出てくると思うんですが、そこでの兼ね合いも含めて今後、ただ電話で確認するだけではなく、そこから地域への橋渡しということがこの後期高齢の中で生まれてくるのかという観点も含めてお尋ねいたします。

#### ○議長（野口達也君）

はい、事業課長。

#### ○事業課長（藤山誠治君）

事業課長の藤山でございます。相浦議員の質問にお答えいたします。

緑の資料の2ページにあります、健診・医療無受診者調査指導事業につきましては、昨年度も補正事業として事業を行ったところです。

補正ですので、結果が出るのが遅うございましたので、今年度やるかどうかを判断するにも遅れたということで、今回また補正で上げさせていただいております。

効果といたしまして、500人を超える方に電話を掛けまして、約9割の方が特に病院へ行くこともなく、健康に過ごしておられることがわかりました。

電話を掛けることによって、適正受診や健診の受診の勧奨などもできましたので、このことから今年度も続けよう判断したところです。

糖尿病に関する医療費の分析ですが、糖尿病に限った医療費の分析はまだ行ったことがありませんので、今回お願いするものです。

特に、糖尿病性腎症重症化予防事業を平成27年度から本格的に始めまして、その検証会議が今年2月に医師会主催で行われました。その中でも糖尿病の対策については力を入れていこうということになりましたので、そういうこともありまして分析を行うものでございます。

健診・医療無受診者の調査を行いまして、数は少ないものだと思うんですけども、この方は医療につなげなければいけないとか、介護につなげなければいけないという方がいる場合は、その方がお住まいの市町の包括センターなどに連絡して、その後の対応をお願い

いする予定でおります。以上でございます。

○議長（野口達也君）

よろしいですか。ほかにご覧いませんか。

なければ、これをもって「議案第8号」に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第8号「平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」に対する討論に入ります。ご覧いませんか。

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第8号」を、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議なしと認めます。

よって「議案第8号」は原案のとおり可決されました。

次に、日程8「議案第9号及び議案第10号」を一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（赤崎敏博君）

ただいま上程されました議案第9号「平成28年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び議案第10号「平成28年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」につきまして一括してご説明いたします。

なお、この決算につきましては6月26日に監査委員の審査を受け、7月18日付で審査意見書が提出されましたので配布させていただいております。

また、地方自治法に基づく主要な施策の成果説明書についても配布いたしておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

それでは、緑色の表紙の定例会説明資料でご説明いたします。

緑色の表紙の説明資料、6ページをご覧ください。

まず、議案第9号「平成28年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」でございます。下の囲み枠をご覧ください。

歳入総額2億3,542万1,928円、歳出総額2億2,034万1,595円で、歳入総額は対前年比5.2%の減、歳出総額は対前年比5.4%の減となっております。

減額の主な理由は、派遣職員の1名減に伴う派遣元への負担金の減によるものでございます。

歳入歳出差引額及び実質収支額はともに1,508万333円となっております。



それでは、内容につきましてご説明いたします。

歳入は款項目と収入済額でご説明いたします。

1 款分担金及び負担金は、1 億 8, 5 5 7 万 5, 9 7 3 円でございます。

これは、広域連合の運営事務に係る県内 2 1 市町からの共通経費負担金でございます。負担割合は右の説明欄に記載のとおり、規約により総額の 1 0 % を均等割で、5 0 % を高齢者人口割、残りの 4 0 % を人口割で負担いただいているものでございます。

次に、4 款財産収入は 2 4 5 万 7, 1 4 1 円でございます。これは財政調整基金の運用益でございます。

6 款繰入金は 3, 1 8 6 万 6, 0 0 0 円で、財政調整基金を取り崩し、一般会計に繰り入れたものでございます。

7 款繰越金は 1, 5 4 4 万 2, 5 5 8 円で、平成 2 7 年度決算剰余金を受け入れたものでございます。

8 款諸収入は 8 万 2 5 6 円で、歳計や現金に係る預金利子と雑入でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

款項目と支出済額でご説明いたします。

1 款議会費は 1 3 3 万 4, 5 6 3 円で、議会定例会、議会運営委員会に係る議員の報酬・旅費等でございます。

2 款総務費は、2 億 1, 9 0 0 万 7, 0 3 2 円でございます。主なものは、1 項 1 目一般管理費が 1 億 9, 6 3 5 万 6, 5 9 7 円で、人件費や事務室の借りに係る経費でございます。

2 目運営委員会費は 4 9 万 1, 6 5 3 円で、市長・町長で構成される運営委員会に係る旅費等。

3 目幹事会費は 1 3 9 万 8, 4 9 0 円で、市町の担当課長で構成される幹事会及び担当者会議に係る旅費等。

4 目財政調整基金は 2, 0 4 4 万 2, 0 0 0 円で、財政調整のための基金積立金でございます。

次に、2 項 1 目選挙管理委員会費は 7 万 1, 5 4 3 円で、委員の報酬等でございます。

3 項 1 目監査委員費は 2 4 万 6, 7 4 9 円で、定例監査決算審査及び例月出納検査時の報酬及び旅費等でございます。

以上が、平成 2 8 年度一般会計の歳入歳出決算でございます。

8 ページをご覧ください。

続きまして、議案第 1 0 号「平成 2 8 年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」についてご説明いたします。

まず収支の状況でございますが、(1) の収支表をご覧ください。

歳入総額2,273億6,755万6,345円、歳出総額2,199億2,778万2,078円で、歳入総額は対前年比0.7%の増、歳出総額は対前年比1.6%の増となっております。

その主な理由は、保険給付費の伸びによるもの及び平成27年度に受け入れた国県の療養給付費負担金が過大であったことから、平成28年度に精算するため返還金が高くなったことなどによるものです。

歳入歳出差引額及び実質収支額は、74億3,977万4,267円でございます。

(2) 款別区分については、表のとおりでございます。

9ページには、款別構成をグラフであらわしたものを記載しています。

上段の歳入のグラフで示しておりますとおり、市町支出金のうち保険料負担金は全体の4.91%となっております。

下段のグラフは歳出でございますが、保険給付費が全体の96.82%を占めております。

10ページをお開きください。

総括表に基づき、主な内容についてご説明いたします。

歳入ですが、款項目と収入済額でご説明いたします。

1款市町支出金は、331億6,277万5,818円でございます。

内訳は、1項1目事務費負担金が2億2,859万2,976円、これは保険給付関係事務に係る市町からの負担金で、負担割合は一般会計と同じ割合となっております。

2目保険料等負担金は153億8,400万6,999円で、各市町が被保険者から徴収した保険料と低所得者に対する保険料軽減措置の補填分の保険基盤安定負担金でございます。

3目療養給付費負担金は175億5,017万5,843円で、各市町の医療費の実績に基づいて負担対象の12分の1を負担いただいているものでございます。

2款国庫支出金は、804億255万367円でございます。このうち1項1目療養給付費負担金は540億1,293万4,000円で、これは先ほどの市町支出金の療養給付費負担金と同様、法により定率負担が定められているもので国の場合は負担対象額の12分の3の額になります。

2目高額医療費負担金は8億7,041万4,806円で、レセプト1件当たり80万円を超える額のうち保険料で賄うべき部分の4分の1を国が負担するものでございます。

2項1目調整交付金は241億2,956万4,000円で、広域連合間における被保険者の所得格差による財政不均衡を是正することを目的として交付される普通調整交付金と、特別な事情がある広域連合に対して交付される特別調整交付金となっております。

なお、本広域連合における特別調整交付金の主な交付事情は、原爆被爆者及び被爆体験者に係る医療費が多額であること、結核・精神に係る医療費が多額であることなどでござ

います。

2目保険者機能強化事業費負担金は2,715万8,000円で、訪問指導事業、ジェネリック医薬品の普及啓発等に対する補助金でございます。

3目健康診査事業費補助金は2,595万6,000円で、健康診査事業、歯科健康診査事業に対する補助金でございます。

4目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は13億2,802万8,006円で、保険料軽減特例措置に係る交付金でございます。

6目特別高額医療費共同事業費補助金は805万4,555円で、この共同事業を行う国保中央会への負担金に対する国庫補助でございます。

次に、11ページをご覧ください。

8目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は44万1,000円で、社会保障・税番号制度の導入に必要なシステム整備に対する国庫補助でございます。

3款県支出金は181億1,957万933円で、このうち1項1目の療養給付費負担金は172億2,333万621円で、負担対象額に対する割合は市町支出金と同じく12分の1となっております。

2目の高額医療費負担金は8億9,624万312円で、負担割合は国庫支出金と同様でございます。

4款支払基金交付金は860億6,182万299円で、現役世代の負担でございます。

5款特別高額医療費共同事業交付金は3,960万653円で、広域連合の財政リスクを軽減するために国保中央会の共同事業により交付されたものでございます。

7款繰入金は7,081万円で、財政調整基金のうち平成27年度の積み立て分を取り崩し、繰り入れたものでございます。

8款繰越金は92億9,793万4,670円で、平成27年度の決算剰余金を受け入れたものでございます。

次に、12ページをご覧ください。

10款諸収入は、2億1,249万3,605円でございます。

内訳は、2項預金利子が1,230万3,040円、3項雑入が2億19万565円でございます。このうち、4目第三者納付金は1億8,256万349円で、交通事故などの第三者行為に起因する医療給付に対し、その第三者から納付された賠償金でございます。

5目返納金は1,762万3,506円で、負担割合変更等に伴い被保険者から医療給付費を返還していただいたものです。

6目雑入は6,710円で、臨時職員の雇用保険料でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

13ページをご覧ください。

款項目と支出済額で説明いたします。

1項総務費は3億470万89円で、その内訳は、1項1目一般管理費が2億590万7,233円でございます。主な内訳は、共同電算処理手数料、保険者レセプト管理システム、電算処理システムの業務委託料、市町が行った健康増進事業等に対する特別対策補助金等でございます。

2項医療適正化事業費は9,879万2,856円で、そのうち1目レセプト点検事業費は2,176万1,144円で、レセプト二次点検の業務委託料が主なものでございます。

2目訪問指導事業費は977万5,689円で、訪問指導業務委託料が主なものでございます。

3目普及啓発事業費は199万4,670円で、制度周知に係るポスター等の作成費でございます。

4目懇話会費は32万8,520円で、後期高齢者医療制度の円滑な運営等に関して広く意見を求めることを目的に懇話会を年2回開催しており、これに係る経費でございます。

5目医療費通知事業費は5,397万5,724円で、それぞれ年3回実施しております。医療費通知とジェネリック医薬品の差額通知の郵送料及びその作成業務委託料でございます。

14ページをお開きください。

6目第三者行為求償事業費は1,095万7,109円で、第三者行為に起因した医療給付費に対する損害賠償徴収業務の委託料でございます。

2款保険給付費は2,129億3,499万4,266円で、先ほど説明いたしましたとおり歳出総額の96.82%を占めておりますが、前年度と比較して1億9,260万8,000円、率にして0.1%増加をしております。

項目別では、1項1目療養給付費は2,035億9,188万58円で、内訳は説明欄に記載のとおり、入院、入院外、歯科などでございます。

2目訪問看護療養費は、5億158万3,743円でございます。

4目移送費は、350万8,000円でございます。

5目審査支払手数料は4億9,442万4,519円で、国保連合会へ委託したレセプト審査に係る手数料でございます。

2項1目高額療養費は、80億98万4,287円でございます。

2目高額介護合算療養費は、9,231万3,659円でございます。

3項1目葬祭費は2億5,030万円で、1万2,515件分でございます。

3款県財政安定化基金拠出金は、8,793万876円でございます。これは、後期高齢者医療の財政の安定化を図るために県が設置している財政安定化基金へ国、県、広域連合がそれぞれ同額を拠出するものでございます。

次に、15ページをご覧ください。

4款特別高額医療費共同事業拠出金は、3,290万5,622円でございます。これは国保中央会が行う共同事業に対する事業拠出及び事務費拠出金でございます。

5款保健事業費は、3億7,921万2,738円でございます。内訳は、1項1目健康診査費が2億7,467万3,386円で、主なものは市町への健康診査業務委託料、健診データ管理システムの運用管理業務委託料等でございます。

2目その他健康保持増進費は1億453万9,352円で、その主なものは口腔ケア事業の業務委託料、はり、きゅうの施術に係る助成金、糖尿病性腎症重症化予防の業務委託料等でございます。

次に、6款1項1目財政調査基金は22億3,608万4,000円で、事務費及び保険給付に係る財政調整基金積立金でございます。

16ページをお開きください。

8款諸支出金は、39億5,195万4,487円でございます。このうち1項1目の保険料還付金と4目の還付加算金は、市町において過年度の保険料の還付に伴う支出が発生したことからの財源として市町へ支出したものでございます。

2目の償還金39億1,666万6,877円は、平成27年度に概算交付された国及び県からの負担金を精算し返還したものでございます。

以上が、平成28年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算でございます。

なお、17ページ以降に参考資料を掲載しております。17ページは、市町別に被保険者数と医療給付費等の比較表、18、19ページは事務費、保険料、療養給付費負担金の比較表でございます。

20ページは、財政調整基金の推移を掲載いたしております。この表の一番左の列には一般会計と特別会計に区分をし、基金造成の財源となった項目をそれぞれ記載しております。

左から2列目の平成27年度年度末残高は、下の合計欄にありますとおり33億7,267万6,000円で、平成28年度は、真ん中の列ですが取り崩しと積み立てを行った結果、55億2,652万6,000円となっております。

それでは引き続き、青色の表紙の決算審査意見書により特別会計における主な不用額、及び前年度と比較して大きな差があるものについてご説明いたします。

青色の表紙の審査意見書、26ページをお開きください。

まず歳入ですが、第2款国庫支出金において前年度に比べ14億865万3,000円減の804億255万円となっておりますが、1目療養給付費負担金が国により示される算定に係る調整率が低くなったことなどによるものです。

次に、30ページをお開きください。

第8款繰越金において、平成27年度に受け入れた交付金が過大であったことから平成28年度の精算するための財源を繰り越したことにより増加したものでございます。

次に、歳出でございます。32ページをお開きください。

第1款総務費、2項医療適正化事業費、3目普及啓発事業費が前年度に比べ大幅に減となっております。

これは、2年ごとの保険料改定時にその前年度の3月に全被保険者へお知らせのチラシを郵送しておりますが、平成28年度は該当年度ではなかったため郵送の必要がなかったことによるものでございます。

次に、34ページをお開きください。

不用額でございますが、第2款保険給付費において、予算現額の2.5%に当たる53億6,588万9,000円の不用額が生じております。

これは、被保険者数及び1人当たりの給付費が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

次に、36ページをお開きください。

第5款保健事業費の支出済額が、前年度に比べ3,415万3,000円増の3億7,921万3000円となっておりますが、増の主な理由は健康診査受診率の増加、はり、きゅう助成データ管理システム構築委託を行ったことなどによるものでございます。

次に、38ページをお開きください。

第8款諸支出金の支出済額が前年度に比べ、33億1,991万4,000円増の39億5,195万4,000円となっておりますが、増の主な理由は、平成27年度に交付された国・県の療養給付費負担金等が過大であり、平成28年度に清算したため、返還金が多額になったことによるものでございます。

以上が議案第9号及び議案第10号の説明でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### ○議長（野口達也君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、質疑箇所のパージをお示ししてください。

ございませんか。

19番、相浦議員。

#### ○19番（相浦喜代子君）

まずは、一般会計のほうですが、一般会計で職員1人減ということですが、そのことによっての職員の方々への1人当たりの時間的な負担というか、労働的な負担は出てきていないのか。なぜ減になったかという理由がございましたら、お教えてください。

○議長（野口達也君）

事務局長。

○事務局長（赤崎敏博君）

今、一般会計の職員の件でございますけれども、これにつきましては、実は平成27年度がマイナンバー制度準備のために、1人増をしておりました。その関係で、その準備が一定終わったということで、28年度減をしております。

ですから、負担が増えたことではなくて、その27年度に増えた分が減ったというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（野口達也君）

ほかにございませんか。

19番、相浦議員。

○19番（相浦喜代子君）

特別会計のほうも、もう一緒にいいですかね。

特別会計で、私もこの水色の意見書等を見せていただきまして、それとそれから黄色の成果説明書を見せていただきまして、先ほども8号のところでも質問させていただきましたが、この健診医療無受診の500人を超える方たちへの電話等での確認ですが、この中で、要は安否確認も含めてというか、登録はされている方でしょうから、安否がきちっとわかっていらっしゃる方がほとんどだと思うんですが、安否の確認まで時間を要するものがあつたりですとか、そういうのがあつたかどうかということと、全体では21万人被保険者がいらっしゃる、2万1,000でしたっけ、一番後ろ、いらっしゃる中の五百何人ということで、その後、29年度でも500人ですから、1,000人を超える方たちがぼちぼちと確認をとられていくわけですが、全体的には平成28年度ではどのくらいの方が一度も医療機関に掛かっていなかった、その中から大体500人ぐらいをまずやってみようかということで始まったのではないかと思うんですが、総数というのは大体どのくらいかというのは把握された中で、今回のこの事業は、なさっていたのかお尋ねいたします。

○議長（野口達也君）

事業課長。

○事業課長（藤山誠治君）

28年度での無受診者調査ですけれども、これは3年間病院にも健診も受けてない方を

対象にしております、対象者が約1,500名でございました。そのうち、調査できたのが500名少しということでございます。

今年度もまた行う予定ですが、今年度は2年間受けられていない方を対象にしようと思っております、2年間で1,000名、21万人の中で年に500人ずつぐらい安否確認といえますか、健康状態を確認できるのかなと思っております。

○議長（野口達也君）

ほかにございませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

なければ、これをもって「議案第9号及び議案第10号」に対する質疑を終結いたします。

これより、議案ごとに、順次、討論・採決を行います。

まず、議案第9号「平成28年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」に対する討論に入ります。

ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第9号」を、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議なしと認めます。

よって「議案第9号」は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第10号「平成28年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」に対する討論に入ります。

ございませんか。

【「なし」と言う者あり】



○議長（野口達也君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第10号」を、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議なしと認めます。

よって「議案第10号」は、原案のとおり認定されました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

= 休憩 午後2時07分 =

~~~~~

= 再開 午後2時12分 =

○議長（野口達也君）

それでは、会議を再開いたします。

次に、日程9「議会運営委員の選任について」を議題といたします。

本件につきましては、広域連合議員の交代等により、欠員が生じているため、選任するものであります。

また、先ほどの休憩中に山上副議長からの議会運営委員の辞任願を受理いたしました。委員の選任につきましては、委員会条例第5条の規定により、議長において指名いたします。

議会運営委員会委員に、佐世保市の小野原茂議員、大村市の野島進吾議員、波佐見町の今井泰照議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、小野原茂議員、野島進吾議員、今井泰照議員を選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今定例会において議決されました各案件につきましては、その条項、字句、その他、整

理を要するものについては、議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（野口達也君）

ご異議なしと認めます。

よって、今定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、今定例会に付議された案件は、全部終了しました。

これにて閉会します。

＝閉会午後2時14分＝

上記のとおり会議録を調製し署名する。

議 長 野 口 達 也

署名議員 初 手 安 幸

署名議員 高 橋 勝 幸

